

## 朝日町結婚応援団制度実施要綱

平成 26 年 5 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 独身者の結婚に向けた意識の醸成や出会いを増やし、町への定住を促進するため、この要綱の定めるところにより朝日町結婚応援団制度を実施するものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において仲人活動とは、結婚に向けた男女の仲立ちその他の支援をいう。

### (登録)

第 3 条 町長は、独身者のために継続して仲人活動を行う者であって次の条件を満たすもののなかから、朝日町結婚応援団に登録するものとする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 年齢 30 歳以上の既婚者であること。
- (3) 仲人活動を業としておこなっていないこと。
- (4) 町が開催する会議、研修会等に、原則として参加できること。
- (5) その他仲人活動が困難である事情がないこと。

2 朝日町結婚応援団に登録しようとする者は、朝日町結婚応援団登録申請書（別記様式 1 号）により町長に申請するものとする。

3 第 1 項の規定により登録したときは、遅滞なく、朝日町結婚応援団登録通知書（別記様式 2 号）により本人に通知するものとする。

4 町長は、朝日町結婚応援団に登録した者を公表するものとする。

### (期間)

第 4 条 朝日町結婚応援団の登録期間は 2 年を超えない範囲内で、別に定める期間とする。

### (登録の取り消し)

第 5 条 町長は、朝日町結婚応援団に登録した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第 3 条第 1 項の条件に反することが認められたとき。
- (3) その他朝日町結婚応援団としてふさわしくない行為があったとき。

### (会議等)

第 6 条 町長は、朝日町結婚応援団に登録した者の情報交換及び研さんに資するため、必要に応じて、会議、研修会等を開催するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、朝日町結婚応援団について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1号)

## 朝日町結婚応援団登録申請書

年 月 日

朝日町長 殿

朝日町結婚応援団制度実施要綱の趣旨を理解し、同要綱第3条第2項の規定により朝日町結婚応援団の登録を申請します。

ふりがな 氏名	<hr/> ⑩
住所	朝日町
生年月日	年 月 日生まれ (満 歳)
連絡先	自宅 携帯電話
職業	

(様式2号)

年 月 日

殿

朝日町長 鈴木 浩幸

朝日町結婚応援団登録通知書

年 月 日付で申請ありましたこのことについて、朝日町結婚応援団制度  
実施要綱第3条の規定により下記のとおり登録しましたので通知します。

記

登録期間 年 月 日まで